

子ども医療費助成制度

子どもが健康保険を使用して通院や入院をしたとき、医療費を助成します。

- **対象** 0歳から中学3年生まで
- **自己負担額** 課税状況によって変わります。

世帯の市町村民税の課税状況	保護者負担額
市町村民税所得割課税世帯	入院：1日につき300円 通院：1回につき300円
市町村民税所得割非課税世帯であって市町村民税均等割のみ課税世帯および市町村民税非課税世帯	入院：1日につき0円 通院：1回につき0円

●申請に必要なもの

子どもの健康保険証、印鑑、請求者および配偶者等の個人番号カード、委任状（配偶者等の代理人が申請される方）

※個人番号カードをお持ちでない方は、通知カードのほか、身分を確認できる免許証やパスポートが必要となります。

※1月1日に海外にいた方は、本籍地発行の戸籍の附票が必要です。

※公務員・児童手当を鎌ヶ谷市で受給していない方は、課税証明書が必要です。

未熟児養育医療

指定医療機関の医師が、未熟児かつ入院治療が必要と認めたとおむね出生体重2,000g未満の乳児の保護者に対して、入院中の医療費の一部を所得税額に応じて助成します。詳しくはお問い合わせください。

チーパス（ちばの子育て家庭優待カード）

協賛店舗等でチーパスを提示すると、協賛店舗等が決めたサービス（プレゼント、ポイント、割引、無料など）が受けられます。

●対象

中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭

●配布場所

こども支援課窓口、児童センター

※転入、出生、母子健康手帳交付手続きの際もあわせて配布しています。



●利用方法など

【チーパスの使用期間】

2018年4月1日から2021年3月31日、または一番下の子どもが満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い日まで

【チーパスを受け取ったら】

チーパスの裏面に、必ず次の事項を記入してください。記入がない場合、チーパスを使用できません。

- ① 中学校修了までの子どもがいるご家庭

1. 子どもの名前と生年月日
2. その他同居のご家族のお名前

- ② 妊娠中の方

ご本人とその他同居のご家族のお名前（子どもが生まれましたら、子どものお名前と生年月日を記入してください）



「チーパス」の店は専用ホームページ「チーパスねっと」から検索することができます。

パソコン・スマートフォンサイト

<http://www.chiba-kosodate.jp>

携帯サイト

<http://www.chiba-kosodate.jp/mobile/>

➔ 子育て一般の相談

保育士や子育てアドバイザーが、子育てに関する悩みや相談に応じます。

詳細は各センター・保育園にお問い合わせください。

- **子育て支援センター**（→P.20） 9:00～17:00（11月1日～1月31日は16:30まで）
- **児童センター**（→P.21） 9:00～17:00（11月1日～1月31日は16:30まで）
- **保育園**（→P.24） 9:30～16:00 ※保健師への相談もできます。

➔ 健康相談

妊娠・出産、子どもの発育や病気のこと、育児のことなど、ご家族も含めた健康に関する相談を、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が受けています。

- **健康増進課** 総合福祉保健センター1階 ☎ 445-1393



→ 発達相談

子どもの発達の心配、悩みに専門の職員が相談に応じ、支援します。

●こども発達センター（分室）

総合福祉保健センター 5階 相談支援担当 ☎ 445-1361

→ 教育相談

小・中学生の学校生活について児童・生徒・保護者からの相談を受けています。

●ふれあい談話室（生涯学習推進センター2階） 富岡 2-6-1 ☎ 445-4953

●相談時間 毎週月～金曜日 13:00～16:00

→ 家庭と児童の相談

家庭児童相談

18歳までの子どもの子育てに関するあらゆる相談を家庭児童相談員が受けています。身近な子育ての相談から深刻な相談までを総合的に対応します。

こども支援課 こども総合相談室 ☎ 445-1349

月～金曜日 9:30～16:00（祝日・年末年始を除く）

児童相談所

鎌ヶ谷市は、市川児童相談所が担当しています。

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題（しつけ、教育、適性、養護、障がいなど）について相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、入所等の措置なども行います。

●所在地 市川市東大和田 2-8-6 ☎ 047-370-1077

●電話相談専用 ☎ 047-370-5286 月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

児童家庭支援センター（児童福祉法に定められた地域のための福祉施設）

児童家庭支援センターでは、相談員や心理発達相談員が子ども自身の悩みや保護者からの子育てについての不安や心配など、子どもに関するさまざまな悩みについての相談を電話等で行い、必要に応じていろいろな機関と一緒に考えて、相談者に寄り添った支援を行います。相談は無料です。

●児童家庭支援センター・こうのだい

所在地：市川市国府台 ☎ 047-374-7716 開所日：月～土曜日 9:00～18:00

●児童家庭支援センター・オリーブ

所在地：松戸市根木内 ☎ 047-340-1151 開所日：月・水・木・金・日曜日 9:00～18:00

●子ども未来サポートセンターやちよ

所在地：八千代市上高野 ☎ 047-409-5551 開所日：月～日曜日 9:00～18:00

→ 児童虐待に関する相談

児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、虐待に気づいたときや虐待かな？と思ったら、身近な相談窓口（家庭児童相談室）に相談してください。189番にかけるとお近くの児童相談所につながります。

児童相談所
全国共通ダイヤル
189（いちはやく）番



あの子、もしかしたら虐待を受けているのでは…
子育てが辛くて、つい子どもにあたってしまう…
身の回りで子育てに悩んでいる人がいる…

オレンジ色のリボンには「子どもへの虐待をなくし、受けた傷に苦しむ子どもたちを支援しよう」との気持ちが強く込められています。

緊急な場合は警察や児童相談所に連絡してください。

【連絡先】

●こども総合相談室（家庭児童相談室）

☎ 445-1328

●市川児童相談所

☎ 047-370-1077

●鎌ヶ谷警察署

☎ 444-0110

●子ども家庭110番（千葉県中央児童相談所）

☎ 043-252-1152（24時間365日受付）

